

議案第 9 2 号

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に
ついて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づ
き、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 4 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月２７日１８地第６７１
３号許可）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約・新旧対照表

改正案		現行	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	関係市町村において行う事務	区分	関係市町村において行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>資格確認書等</u> の引渡し (3) <u>資格確認書等</u> の返還の受付 (4) (略)	1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し (3) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 (4) (略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)